

熊谷市農業委員会  
第2回総会議事録  
(公開用)

平成30年9月28日(金)

熊谷市農業委員会

## 熊谷市農業委員会第2回総会議事録

### 1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成30年9月28日(金) 午前9時30分
- (2) 閉会の日時 平成30年9月28日(金) 午前11時24分
- (3) 場 所 大里庁舎第3会議室

### 2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

### 3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 45名
- (2) 欠席数 4名

#### 農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	小貝 富雄	11	出	茂木 友秀
2	出	大島 正	12	出	大野 隆一
3	出	木部 富次	13	出	木村 進
4	出	強瀬 兼一	14	欠	田中 輝久
5	出	関口 弥生	15	出	岩崎 文雄
6	出	関口 久夫	16	出	夏目 亮一
7	出	中川 登美夫	17	出	山本 勝市
8	出	水野 勝	18	出	村田 定吉
9	出	石原 敬嗣	19	出	遠藤 隆男
10	欠	手嶋 茂春			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	西田 茂夫	15	出	吉田 正己
2	出	中嶋 儀臣	16	出	飯嶋 竹夫
3	出	中村 大志	17	出	新井 進
4	欠	笠原 貞男	18	出	長谷川 隼男
5	出	野邊 八雄	19	出	矢島 君夫
6	出	熱田 幸作	20	出	戸森 貫一
7	出	菊地修一郎	21	出	浅井 正美
8	出	関根 政利	22	出	坂本 三郎
9	欠	関根 正直	23	出	田沼 寛央
10	出	鯨井 章男	24	出	原口 嘉治
11	出	栗原 一森	25	出	森田 豊
12	出	金井 和夫	26	出	塚田 とよ子
13	出	奥野 進	27	出	青木 登喜代
14	出	水野 明	28	出	吉野 福司

#### 4 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議案第8号 熊谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について

議案第9号 平成31年度熊谷市農業施策に関する意見書（案）について

報告事項（1） 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項（2） 農地法第4条の規定による届出について

報告事項（3） 農地法第5条の規定による届出について

報告事項（4） 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項（5） 生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、おはようございます。本日は早朝より、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第2回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、新体制移行後、農地法各種申請等について初めてご審議いただき総会でございます。委員皆さまの慎重審議をお願いしたいと存じます。</p> <p>なお、本日は総会閉会后、事務局とJAくまがや及び農業振興課からご提案またはお願い等ございますので、お時間をいただきたいと存じます。</p> <p>それでは、初めに、木村会長に、ご挨拶をいただきます。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これ以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、木村会長に議長になっていただき議事の進行をお願いいたします。</p> <p>それでは、木村会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。早速、議事を進めていきたいと思っております。</p> <p>まず最初に、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席委員は、19名中17名でございます。</p> <p>委員の過半数が出席しております。以上です。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p>
議長	<p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいでしょうか。</p> <p>(議長一任の声あり)</p>
議長	<p>それでは、議長一任の声がありましたので、議事録署名委員につい</p>

<p>議長</p>	<p>ては、3番木部委員、4番強瀬委員にお願いいたします。 また、書記には事務局職員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。 本日、審議いたします案件は、 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について 議案第8号 熊谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について 議案第9号 平成31年度熊谷市農業施策に関する意見書（案）について</p> <p>以上 9議案です。よろしくご審議願います。 なお、繰り返しになりますが、審議にあたり、農地利用最適化推進委員の皆さんにつきましては、質疑ではなく意見を述べることでできるとされております。また、採決にあたりましては、法令により、議決権は農業委員のみに与えられておりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>また、本日は、新規就農の方には出席をお願いしております。農地を売買により取得し、新規就農する方でございます。</p> <p>このため、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号1から5を先にご審議いただき、議案番号6については、区分地上権の設定についての案件であり、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）の議案番号1と関連がありますので、議案第5号と併せて審議いただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。</p> <p>（ 異議なしの声 ）</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、そのように決定します。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議案番号1から5を上程し、事務局の説明を求めます。</p> <p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>議案番号1は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年9月7日、強瀬農業委員、笠原推進委員、事務局新井主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。</p> <p>議案番号2は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年9月11日、中川農業委員、大島農業委員、吉野推進委員、農業振興課角張主任、上田主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。</p> <p>議案番号3は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年9月11日、中川農業委員、大島農業委員、吉野推進委員、農業振興課角張主任、上田主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。</p> <p>議案番号4は、申請地〇〇〇㎡での売買価格は〇〇〇円で、10アール当たりに換算すると〇〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年9月14日、小貝農業委員、浅井推進委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、農地法第3条第2項第5号に規定される下限面積5,000㎡を超えないものとなっておりますので、原則としては「許可の要件を満たさない案件」となります。しかし、「申請地と一体としなければ利用することが困難な農地を耕作し</p>
------------	--

	<p>ている」という今回の譲受人の状況は、農地法施行令第2条第3項第3号に規定される「相当の事由」にあたるため、例外として下限面積の要件を満たさなくても許可をすることができる案件となります。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第5号以外の各号には、それぞれ該当しないものとなっております。過去にも同じような事例で許可になった案件があります。</p> <p>議案番号5は、贈与のため10アール当たりの価格はありません。この案件につきましては、平成30年9月7日、強瀬農業委員、笠原推進委員、事務局新井主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。</p> <p>引き続き、議案番号1の新規就農の案件について、ご説明いたします。申請人は〇〇〇〇さんです。申請人は市内〇〇〇にお住まいで、現在埼玉県農業大学校に通っております。今回、東別府地内で米と麦を生産するため、田と畑、合計4筆、5,071㎡について所有権移転をする案件です。本日、申請人がお見えになっておりますので、詳細については申請人から説明させていただきます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、先ほど申し上げたとおり、新規就農の方においていただいておりますので、議案番号1の申請人の入室を認めます。</p> <p>( 申請人 〇〇〇〇 入室 )</p>
議長	<p>本日は、お忙しいところ大変ご苦勞様です。</p> <p>新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて、説明をお願いします。</p>
申請人 (〇〇〇〇)	<p>ただいま、ご紹介をいただきました〇〇〇〇と申します。どうぞよろしく願いいたします。初めに、自己紹介をさせていただきます。</p> <p>現在、私は市内〇〇〇に住んでおり、平成〇年〇月生まれの〇〇歳です。家族構成につきましては、〇と〇〇〇〇と〇の〇〇の〇人で暮らしています。それでは、営農計画書に基づき説明させていただきます。</p> <p>新規就農のきっかけですが、大学時代に深谷市の農家でアルバイトをした時に農業をしてみたいと感じたことが始まりかと思えます。その後、運送会社に勤めていましたが、結婚する時に農機具販売をして</p>



	<p>いる妻の父から、今の農家は、後継者不足が深刻であることを教えてもらったことや、「本当にやる気があるならば、やってみたら」と後押しされたことが大きなきっかけとなりました。</p> <p>次に、農業経験ですが、平成29年4月に埼玉県農業大学校に入学し、現在2年目で来年3月には卒業となります。また、現在、別府地区で農業を営まれている〇〇〇さんから米麦の耕作の指導を受けています。</p> <p>次に、経営規模ですが、労働力につきましては、私と〇〇〇に当たる〇〇の〇〇〇〇〇とともに農作業を行っていく予定です。</p> <p>また、経営面積につきましては、田、畑合わせて5,071㎡です。</p> <p>次に、経営形態ですが、作物構成といたしましては米麦を中心に考えております。農地の内訳につきましては、〇〇〇さん所有の農地の内、田を4,560㎡、畑を511㎡、併せて5,071㎡を購入します。また、しばらくの間は〇〇〇の自宅からほ場へ向かう予定です。</p> <p>次に、基本装備ですが、トラクター1台、田植機1台、トラック2台、乾燥機1基、コンバイン1台となっています。</p> <p>これらの基本装備は、〇〇に手配してもらい借りる予定となっております。また、農機具置場については、今回購入する農地に囲まれた中に宅地がありますので、農機具置場兼作業所を作る予定です。</p> <p>なお、農作業場等の建設費用につきましては、私と〇〇〇〇から、資金を借りて建設する予定でおります。次に、作付計画ですが、提出させていただいた資料のとおりとなっております。</p> <p>最後になりますが、今後は、〇〇の知り合いで、現在指導を受けている〇〇〇さんの耕作地のうち6ヘクタールを譲り受けることになっており、その後も徐々に譲り受けていき、全部の農地を引き継ぐ予定でおります。また、将来的には自前のライスセンターを建設し、別府地区の農地を集約できるよう、地域の農業後継者として認めていただけるよう努力して参ります。どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>本案につきましては、地区担当農業委員として強瀬委員が事前に申請人と面談していただいておりますので、強瀬委員から報告をお願いいたします。</p>
議長	
強瀬委員	<p>ただいまの新規就農の〇〇〇〇さんについて、去る7月12日に前農業委員とともに面談させていただきましたので、一言ご報告させていただきます。</p> <p>結論として大いに期待し、歓迎いたします。その理由は、〇〇さん</p>

	<p>が就農する東別府地区は大型農家と機械化集団による農地の利用集積が進んでいる地域です。その結果、一端の農業者は機械の老朽化などにより、農家離れが進んでいる地域でもあります。そのため集積した大型農家が規模縮小することになりますと大混乱を引き起こしてしまうのが今の状況です。そこで〇〇さんは農業大学校に通いながら、別府の〇〇〇さんの所で米麦の指導をいただいております。新規就農の場合、2反を2年内でというのが慣例だと思いますが、今回は3条で一度に5反要件を満たすこととなります。</p> <p>また、〇〇〇が農機具販売をされているということで機械設備的にも、また、農作業も手伝ってくださるとのことですので人的にも大きな支援が得られるかと思えます。</p> <p>〇〇さんは現在〇〇〇に住んでおられて、機械置場のみ別府地区に設置するということですが、皆さんご存じの通り、農家は地域とのコミュニケーションが大切です。将来30ヘクタール程度まで規模拡大をしていきたいとのことですので、地域に密着した農業人になっていただくことをお願いしまして、ご報告させていただきます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、申請人に対し営農計画等について、質疑をお願いします。</p>
木部委員	<p>一つ質問します。現在〇〇〇から通いで就農する計画とのことですが、将来的に30ヘクタールを目指すのであれば、田は水管理等もありますので、田の近くに住宅を構えていただき、今後の営農計画の中に組み込んでいただければありがたいと思いますが、いかがですか。</p>
申請人（〇〇〇〇）	<p>私自身、現在新規就農の経営資金で手一杯であります。〇〇〇〇に住んでいる状況ですが、今後経営が落ち着き、ある程度利益を得られるようになった時には、別府地区の方へ移住したいと考えています。</p>
議長	<p>他に、質疑、意見等もないようです。</p> <p>本日は、大変ご苦労様でした。</p> <p>申請人は、退席してください。</p> <p>（ 申請人 〇〇〇〇 退席 ）</p>
議長	<p>引き続き、議案番号1について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p>

議長	<p>( なし の声 )</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号1について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>( 挙手 全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、許可すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案番号2から5の議案の審議に入ります。 議案番号2から5の案件について、質疑、意見を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p>
議長	<p>( なしの声 )</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号2から5について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>( 挙手 全員 )</p> <p>挙手全員です。よって本案については、許可すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>議案番号1は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建住宅が既設1棟、物置が既設3棟、敷地拡張後の面積は1,706.27㎡です。申請人の自宅敷地内に子供の住宅を計画し、土地を調査したところ、農地にブロック塀があり、住宅の一部として使用していたため、今回の申請が出されました。農家住宅については新たに転用をする場合、敷地面積の上限が概ね1,000㎡までとされております。今回の案件は敷地</p>

議長	<p>の合計面積が1,000㎡を超えておりますが、長年宅地として使用してきた経緯があることからやむを得ないものと考えております。</p> <p>事務局の説明が終わりました。 本案件について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の議案番号1について、変更前の申請者、申請地の地番・公簿地目・面積、転用目的、権利の内容、許可年月日・許可番号、変更後の申請者、申請地の地番・公簿地目・面積、転用目的、権利の内容、変更理由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>申請人は昭和45年に自己用住宅の計画で農地法の許可を取りましたが、その後結婚し、戸田市に住むことになり、計画を実行する必要がなくなりました。その後、平成5年頃から近隣の住民の方に駐車場として貸しており、現在に至っております。許可を取った当時から計画の内容が変わる場合や当初の計画者が変わる場合は、計画変更の申請が必要となります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 本案件について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>

議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建の計画です。</p> <p>議案番号2は、農地区分は2種農地、建築物等は木造平屋建の計画です。</p> <p>議案番号3は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建の計画です。</p> <p>議案番号4は、農地区分は2種農地、建築物等は木造平屋建の計画です。</p> <p>議案番号5は、農地区分は2種農地、駐車場22台分の計画です。 譲受人は整形外科の病院を経営しており、駐車場が不足していることから、親の土地を借り受け、今回の申請が出されました。既存の病院敷地と申請地との間に市の水路がありますが、払下を受けて一体で駐車場とする計画です。</p> <p>議案番号6は、農地区分は2種農地、農振除外は4筆のうち3筆を平成30年6月5日に除外となりました。申請者は神奈川県川崎市に本社があり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の製造を行う法人です。市内に事務所、工場を所有しています。今回の申請地は、事務所、既存の置場に隣接しており、規模拡大を図るため申請が出されました。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>

議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号6及び議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)の議案番号1を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>譲受人は、営農型太陽光発電施設として平成27年10月20日に農地法第5条の一時転用の許可を取り、一時転用期間の3年間で終了することから、転用期間を更新するための申請であります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇〇〇から南に約500mに位置しています。支柱が45本で0.198㎡と引込電柱が2本で0.020㎡の合計面積0.218㎡が一時転用の面積になります。営農計画書については、発電設備の下部の農地面積は、2,400㎡の内809㎡です。作付作物は1年目から3年目まで小麦を栽培する計画です。「下部の農地の単収」について、農林水産省の資料による地域の平均単収が10アールあたり403kgに対し、おおむね80%の322kgが基準となります。昨年JAに出荷した量が182kgであり、地域の平均単収と比べて55.8%となり、地域の平均単収の8割を満たしておりません。次の「今後の改善計画」は申請者から提出されたものです。改善計画では、これまで支柱間内の部分は小麦の播種をしておらず作付面積が少ないことから、今後は支柱がある部分についても播種を行うなど、収穫量の増加を図る計画であり、地域の平均単収のおおむね80%の収穫量を見込んでおります。</p> <p>また、許可権者の県に確認をしたところ、「現地は小麦が作付されており、出荷もしているため、不許可にはならないと思うが、今後の改善計画を基に判断をしたい。」との話がありました。</p> <p>このため、事務局としては「今後の改善計画等を踏まえて許可をされたい。」という条件を付けて許可相当と考えております。</p> <p>また、農地法第3条の区分地上権につきましては、他人の土地の空</p>

議長	<p>間に工作物等を一定の範囲を目的として設定される地上権であり、今回の申請は、土地所有者が母、発電事業者が子の関係であることから、農地法第3条の区分地上権の許可が必要となります。農地法3条の区分地上権の許可は、農地法第5条（一時転用）が条件となりますので、「農地法第5条の許可を条件とし、農地法第5条の埼玉県の許可と同時に農地法第3条の許可とする」ようご審議をお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。農地法第5条の許可申請（一時転用）の議案番号1について、事務局からの説明のとおり「今後の改善計画等を踏まえて許可をされたい。」という条件付きで許可相当とできないかとの提案がありましたので、本案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p>
石原委員	<p>荷受量が182kgとなっているが、申請地だけの収量ということですか。</p>
事務局	<p>ご質問とおりで、申請地のみ小麦を栽培しております。</p>
石原委員	<p>今回の収量182kgが改善計画により322kgまで収量を上げるということで良いですか。</p>
事務局	<p>申請者はこの改善計画で322kgの収量を目指しております。</p>
石原委員	<p>収量の確認はライスセンターに受け入れた収量で確認することですか。</p>
事務局	<p>数量の確認は、ライスセンターへの出荷量で確認をしていきます。</p>
石原委員	<p>坪刈りといったことはしないですか。</p>
事務局	<p>特にしません。</p>
強瀬委員	<p>通常農地法第3条許可申請は下限面積の条件がありますが、区分地上権の設定については、下限面積の条件はないですか。</p>
事務局	<p>区分地上権の設定については、通常農地法3条の許可条件を満たす必要はありません。</p>

議長	<p>他に、質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号6については、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)の議案番号1の許可が条件となりますので、先に議案第5号の議案番号1について採決いたします。</p> <p>議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)の議案番号1について、「今後の改善計画等を踏まえて許可をされたい。」という条件付きで、許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、条件付きで許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号6について、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)の議案番号1の県の許可を条件とし、農地法第5条の許可と同日付けで本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)の議案番号2を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>申請地は、〇〇〇〇〇から南に1.3km、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の敷地から東に150mに位置する農振農用地であります。今回の計画は、砂利採取のため、取った表土は申請敷地内に置き10mまで掘削して、砂利を採取し、採取した砂利は市内〇〇〇にありますプラント</p>



<p>議長</p>	<p>工場へ搬出します。掘削後の埋め戻しは小川町と深谷市にある置場から土砂を搬入し、最後に表土に戻して、地権者に返却します。採取場所の周囲は、ネットフェンス、ガード鋼板で囲み、被害防除に努める計画です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。 本案件について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
<p>議長</p>	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）の議案番号2について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>【休憩 午前10時35分から10時45分】</p>
<p>議長</p>	<p>議事を再開いたします。 次に、議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>今月の案件は議案番号662から694、議案番号3017、3018の35件であります。なお、議案番号3017、3018については、農地中間管理事業に関するものであり、通常の利用権設定と分けるために、議案番号を3017からとしております。</p> <p>まず全体の説明となりますが、総筆数は55筆、総面積は70,025㎡で、田は28筆38,461㎡、畑は27筆32,564㎡、賃貸借は39筆、52,477㎡、使用貸借は16筆、18,548㎡、設定の期間は、3年未満が5筆、4,759㎡、3年以上6年未満が38筆、52,632㎡、6年以上が12筆、13,634㎡、設定の区分は、新規の計画が34筆、42,155㎡、再設定の計画が21筆、28,870㎡です。</p>

	<p>次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人及びくまがや農協を利用したものを除いた認定農業者の借り受けは、4件で8,885㎡となっております。</p> <p>次に農地所有適格法人の借受けですが3件で3,513㎡、農地利用集積円滑化団体である、くまがや農協を使った借り受けは、2件で2,764㎡となっております。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業である埼玉県農林公社の借り受けは、2件で2,764㎡です。</p> <p>こちらは、農地所有者から農地中間管理機構への利用権設定をする案件であり、埼玉県農林公社から耕作者への貸付は、このあとの議案第7号でご審議いただくこととなります。</p> <p>認定農業者である農地所有適格法人及びくまがや農協を利用したものを含めた認定農業者の借り受けの件数は6件で全体の約17%となります。</p> <p>上記以外の担い手の借り受けは、24件で52,624㎡となっております。</p> <p>以上35件の計画は、本市においての農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積・従事日数など、同法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第6号の議案番号685については、〇〇推進委員が借受人となっております。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により一時退席していただき審議いたします。</p> <p>〇〇推進委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>( 〇〇推進委員 退席 )</p>
議長	<p>それでは議案番号685の案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
議長	<p>( なしの声 )</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号685について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>( 挙手 全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇推進委員は、入室してください。</p>
議長	<p>( 〇〇推進委員 入室 )</p> <p>次に、議案番号689については、〇〇〇〇〇〇〇〇が借受人となっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により一時退席していただき審議いたします。</p> <p>〇〇〇〇〇〇は、一時退席をお願いします。</p>
議長	<p>( 〇〇〇〇〇〇 退席 )</p> <p>それでは議案番号689の案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p>
議長	<p>( なしの声 )</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号689について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>( 挙手 全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇〇〇〇〇は、入室してください。</p>
議長	<p>( 〇〇〇〇〇〇 入室 )</p> <p>次に、議案番号685番、689番以外について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p>
	<p>( なしの声 )</p>

議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号685、689以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第7号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>今回の配分計画は、上新田・三本地区の案件について審議していただきます。</p> <p>貸借権の設定を受ける土地は、「2筆 2,764㎡」、地目は「畑」、権利の種類は「賃貸借」で、「新規設定」となります。</p> <p>設定期間については、「10年」となっており、配分先は、「○○○さん」で計画したものです。</p> <p>上新田・三本地区では、中間管理事業の実施が3年目となり、年1回、貸付け希望農地の追加募集を行ってきました。</p> <p>貸付け希望申出があった農地のうち、当時の「利用配分会議」で借受けの希望がなかった農地を新たに受け手の応募をした方から、借受け希望がなかった農地の情報提供の申出があったため、再度、受け手10経営体全員に通知をして借受けの希望を確認したところ、○○さんからのみ借受けの希望がありました。</p> <p>以上2筆の農用地利用配分計画(案)は、農地のすべてを効率的に利用して耕作等を行うことや、周辺の農地利用への影響、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、各要件を満たしていると考えます。</p>
事務局	<p>農用地利用配分計画(案)については、ただいま農業振興課より説明があったとおりですが、手続きについて、少し追加説明させていただきます。議案第7号農地中間管理事業推進に関する法律第19条の規程による農用地利用配分計画(案)に対する意見についてになります。「農地中間管理事業の推進に関する法律」の第19条に市町村は農地中間管理事業により配分計画(案)を定めた場合は、農業委員会へ意見を求めるとされています。意見の内容については(4)にありますアからキの内容となっています。</p>

<p>議長</p>	<p>配分計画で問題がなければ、「意見なし」ということで回答し、何かご意見があれば、具体的に意見をとりまとめ、提出するという取り扱いとなります。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この議案については、配分計画（案）について意見があれば、農業委員会の意見をとりまとめ、熊谷市へ回答するものです。配分計画（案）のとおり承認できるものであれば、「意見はなし」という回答をするものです。</p> <p>本案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>（ なしの声 ）</p>
<p>議長</p>	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第7号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、熊谷市からの協議の回答については、配分計画（案）のとおり承認し、「意見はなし」とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（ 挙手 全員 ）</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員です。よって、本案については、配分計画（案）のとおり承認すべきものとし、「意見はなし」と決しました。</p> <p>次に、議案第8号熊谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>法改正により、新体制移行後の農業委員会は農地利用の最適化が必須業務となりましたが、その事務を行うにあたっては、その公正な実施が図られるよう、事前に目標や推進方法について明らかにするとともに、各現場において農地利用の最適化を行う農地利用最適化推進委員の活動が熊谷市全体で整合性のとれたものとなる必要があります。</p> <p>このため、農業委員会法7条において、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する目標や推進方法を定めた指針を定めるよう努め、定めた時は遅滞なく公表しなければならないこと」とされています。また、これまでに事前説明会等で説明させていただいております、農地利用最適化交付金の交付を受けるためには、指針の策定が必須条件となっております。</p>

今回、本市におきましても新体制へ移行いたしましたので、本日の第2回総会において議案として上程させていただきました。

事前に指針（案）を送付させていただいております。お目通しいただいているものと思いますので、指針の内容について順次、ご説明させていただきます。

農地利用の最適化の必須業務である遊休農地の解消・発生防止、担い手への農地集積・集約、新規参入の促進の3つの柱で構成されておりますので、今回の指針につきましては、それぞれの柱について数値目標並びに活動方針を定めたものとなります。

目標は平成35年度末での達成値とし、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに見直すこととなっております。

初めに、1つ目の柱、遊休農地の発生防止・解消について説明します。こちらに掲げる目標数値は農業委員会が受け取る最適化交付金の目標である「遊休農地は5年後までに全農地の1%までとしましょう」という基準に則り作成いたしました。

その推進方法といたしましては、これまで以上のきめの細かい農地パトロールにより、現状の掌握、指導の実行とともに、農地中間管理機構への結びつけを推進していこうというものです。また、来年度から実施予定となっておりますJAくまがやとの連携による除草対策事業を進めていくこととしています。

この除草対策事業において、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、遊休農地の所有者へ除草等の働きかけを実施していただくとともに、除草後の農地を担い手農家へあっせんを行っていただくようお願いいたします。

2つ目の柱、担い手への農地利用の集積・集約化についてになります。こちらも最適化交付金の目標値から導き出しています。最適化交付金の目標では、「10年後までに全国の農地の80%を担い手に集積する。」とされています。このためには全国的に見て、現在の農地の集積率の2.5倍の集積率が必要となります。

熊谷市は正式な利用権が設定されていない農地、いわゆるヤミ小作が多いため、実態としては正式な数値より、ずっと多くの農地が集積されているといえますが、農業委員会が掌握している数字としてはこのようになります。

その推進方法といたしましては、今年度から「人・農地プラン」の策定も4地区から17地区に細分化されますので、それぞれの地区の実態に合った実現可能なものが策定されることを目指しております。

皆さんは、その策定に積極的に主体性を持って取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、農地利用集積につきましては、「農地中間管理機構」に結びつけることを念頭に取り組んでいただきたいと思いますので、宜しく願いいたします。

3つめの柱、新規参入の促進になります。

こちらは最適化交付金の支給基準には入っておりませんが、昨年度の実績に基づき実現可能な数値として目標値を作りました。

なお、この実現に当たってはこれまでも取り組んできていることではありますが、農業振興課や大里農林振興センターといった関係機関との密接な連携をとるとともに、市内には「埼玉県農業大学校」や「熊谷農業高等学校」といった農業を志す学生がごございますので、そういった学生に向けての情報提供を行ってまいります。

また、昨年度から始まりました、新規就農者に対しての参入後のフォローアップ体制につきましても、経営地や居住地に基づき担当の農業委員・農地利用最適化推進員を決めるといった方法をとっていかうと考えています。

この担当委員につきましては、新規就農の申請書であります「営農計画書」の中に相談窓口としての農業委員あるいは農地利用最適化推進委員のお名前を記入する欄を作らせていただいております。よろしく願いいたします。

以上が指針の主な内容となっておりますが、他の市町村では実現不可能な目標を目標値としているようなところが多くございます。

このため、熊谷市においては実現可能な数値目標として設定させていただきましたので、農業委員・農地利用最適化推進委員皆様の活動により、熊谷市の農地の利用の最適化が推進されますよう提案させていただきました。

議長

事務局の説明が終わりました。

本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( なしの声 )

議長

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。

議案第8号熊谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について、本案を決定するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議長	<p>挙手全員です。よって本案については、原案のとおり決定することと決しました。それでは、(案)を削除願います。</p> <p>次に、議案第9号平成31年度熊谷市農業施策に関する意見書(案)についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>この意見書は、毎年8月頃に農業委員の皆さまからご意見をいただいたものの中から、市の農業施策として要望するべきものについて整理し、10月の予算編成前に市長宛に意見書として提出しているものです。</p> <p>今回の内容は、前任の農業委員から8月中にご意見を提出いただいたものの中から事務局で選定をさせていただいた他、我々事務局サイドの意見も取り入れたもので、会長及び会長職務代理の二人には内容についての、事前説明をさせていただきました。</p> <p>意見書の提出につきましては、本日の総会においてご審議いただき、承認をいただければ、10月3日に会長及び会長職務代理の二人が、産業振興部長、農業振興課長、農地整備課長、同席のもと市長宛に意見書を提出する予定となっております。また、提出した意見書につきましては、概ね年度末にはその対応について市長部局から回答が示されることとなっております。</p> <p>事前に、意見書(案)を送付させていただきましたものとなります。お目通しいただいていることとしますので、内容について説明させていただきます。</p> <p>今回は、大きく4つの項目といたしました。</p> <p>まず、初めに1「遊休農地対策について」ですが、こちらは農地の除草対策事業と農地中間管理事業の2つに分けました。</p> <p>その中で「1-1除草対策事業」から説明いたします。</p> <p>(1) 除草対策事業ですが、農業委員会事務局では平成31年度からの新事業として、農地の除草対策事業をJAくまがやと連携を図り実施していけるよう現在、調整を図っております。</p> <p>農地所有者の高齢化や離農等により、遊休化した農地の除草請負を行う事業をJAが実施することとし、市では除草機器類の購入費の補助や除草費用の一部補助を1筆当たり一年間に限り実施することにより、担い手農家につながるような農地に再生していくことを目的とした事業展開を計画しておりますので、今回の意見書では来年度予算に関する措置に対してのお願いとなります。</p> <p>つづいて、(2) 荒廃農地への更なる対応についてですが、除草等の苦情に対しましては、現在、農業委員会事務局から所有者に対し郵送等により指導を行っておりますが、すべての所有者が対応していた</p>



だけのわけではなく、何度となく指導しても対応していただけない場合など、強制力をもって除草を行う必要があると判断せざるを得ない場合も多々見受けられます。

このため、まずは先程申し上げました除草対策事業を立ち上げることにより、農地所有者からの除草依頼の受け入れ窓口を作り、タイミングを図りながら行政代執行等を視野に入れた条例の制定をするために必要な市長部局への協力依頼となります。

つづいて、(3) 荒廃農地の解消のための支援についてですが、長年にわたり管理が行き届かない農地においては樹木が生えてしまっています。そのような樹木の伐採、抜根を農地の所有者が実施した場合、焼却施設での処分経費についての補助をお願いするものです。

「1-2 農地中間管理事業」の説明になります。

(1) 人・農地プランです。人・農地プランの策定につきましては、今年度より4地区から17地区に分割され、より細かな計画が策定できるようになりましたが、計画の策定にあたっては一部の方々により策定するのではなく、幅広い層の方々の意見を取り入れたものにするべきであるとの考えです。

また、(2) 事業地区の拡大です。農地中間管理事業につきましては、遊休農地を担い手農家に効率よくあわせんするためにも、市内全域を対象とした事業展開が出来るよう、今までのやり方ではなく新たな手法の検討をお願いするものです。

次に(3) 基盤整備(再ほ場整備)の推進につきましては、現在、本市でも「埼玉型のほ場整備事業」を推進している訳ですが、効率的に農地の集積・集約が促進できるよう、より一層の推進をお願いするものです。

次に、2「農家への支援について」になります。

(1) GAPへの取り組みです。GAP(GOOD AGRICULTURE PRACTICE: 農業生産工程管理)とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理のことで、これに取り組むことで、結果として持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実受容者の信頼を確保することです。

2020東京オリンピック・パラリンピックの選手村で使用される食材はこの「GAP」認証の取得が必須条件となっているということで、GAPについての意識の高まりは全国的になるものと見られています。このため、本市においても農家に対してGAP認証取得に向けた指導を積極的に取り組んでいただくようお願いするものです。

次の(2) 離農を妨げる支援についてですが、高齢化により農機

	<p>具の買い換えを躊躇するような農家であっても、比較的安価な中古農機具の購入なら何とか継続していこうという場合もございます。このため、農協を中心とした斡旋情報のネットワークを構築し、中古農機具の効率的な利用を促進するための検討をお願いするものです。</p> <p>3「新規就農支援について」です。</p> <p>市内には熊谷農業高校や埼玉県農業大学校という将来農業に従事することを目的としている学校があり、授業としての農業実習は行っていますが、現実的な農業の実態に触れる機会及び日数は限られています。このため、新規就農を希望又は検討している学生に対して、担い手農家での実体験型農業実習の機会をさらに設けることにより、実践的な農業を知っていただき、円滑な就農へとつながるよう、その取組みについての検討をお願いするものです。</p> <p>次に（２）の特別な支援についてですが、現在、定年後の新規就農が少しずつではありますが、増加傾向にあります。又は、元々が農家の方で、定年を機会に本格的に就農するというような方は多くいらっしゃいます。このため、このような方々にも円滑な就農が出来るよう、何らかの支援ができないかを検討するようお願いするものです。</p> <p>最後に4「企業参入について」になります。</p> <p>本市の最近の状況をみますと、大手食品スーパーヤオコーの農業参入をはじめ、最近では牛井の「すき家」他、多彩な食品関連事業を展開するゼンショーグループの農業参入もあり、企業からの新規参入に関する問い合わせも増加傾向にあります。</p> <p>企業の農業参入は、農地の有効活用や遊休農地の解消・発生防止等、本市農業の活性化にとっても大きく寄与するものであると考えます。このため、企業の農業参入を促進するためにも、新たな優遇措置の検討や関係課との連携によるワンストップサービス等の充実を図ることをお願いするものです。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p>
関口久夫委員	<p>4「企業参入について」の中にあります「ワンストップサービス」とはどのようなものですか。</p>
事務局長	<p>企業が農業参入するにあたり、大型のハウス等を作る場合には開発申請や建築確認が必要になることがあります。そのような場合、参入する企業にそれぞれの窓口に出向させるのではなく、農業委員会事務</p>

議長	<p>局が農業参入に係ることでの申請の窓口となり、窓口の一本化を図るということです。</p> <p>他に何か質疑、意見等ございますか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第9号平成31年度熊谷市農業施策に関する意見書(案)について、本案を決定するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって本案については、原案のとおり決定することと決しました。それでは、(案)を削除願います。</p> <p>以上で、全議案の審議が終了しましたが、次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項については、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。</p> <p>以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>ご協力いただきありがとうございました。</p>
事務局次長	<p>木村会長には、議長を務めていただき、ありがとうございました。</p> <p>次に、次第の6、その他ですが、事務局より今後の予定等について説明させていただきます。</p>
事務局	<p>お手元に配布しました「平成30年度農業委員会会議等計画表」について、10月以降は、総会の開催時間を午前9時30分から、午後1時30分に変更させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>また、総会で審議いただく農地法第4・5条申請案件の資料を委員の皆様へ郵送し、担当地区の案件がありましたら、現地を確認してい</p>

	<p>ただき、事務局に連絡いただくようお願いをしておりますが、連絡がない地区がありましたので、引き続き、担当地区の委員の皆さまには、現地の確認をいたただきましたら、必ず事務局までご連絡くださるようお願いいたします。</p>
事務局次長	<p>農業委員、農地利用最適化推進員の皆さまから何かございますか。</p>
茂木委員	<p>麦わらの焼却について、行政が「麦わらは有効な資源として活用しましょう。」と放送しておりますが、焼却が少なくなる対策について役付委員会などにもお願いしたいと思います。</p>
次長	<p>それでは、最後に、閉会を夏目会長職務代理にお願いいたします。</p>
夏目会長職務代理	<p>(閉会あいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。以上をもちまして、第2回総会全ての日程が終了いたしました。長時間にわたり、お疲れ様でした。</p>

農業委員会事務局職員

局長	増田 啓良
次長	遠藤 健司
主幹兼農政係長	森田 志津子
主幹兼農地係長	大沢 昌徳
主任	贄田 敦嗣
農業振興課主査	杉本 正代
農業振興課主事	上田 彩香
大里行政センター主査	森 佳一

平成30年9月28日

熊谷市農業委員会

会 長 木 村 進

---

署名委員 木 部 富 次

---

署名委員 強 瀬 兼 一

---